

市第5号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第4号中「及び区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第5項に規定するものを除く。）」を削り、同条第5項中「含む」の次に「。第26条の2第1項の表の第1号において「人格のない社団等」という」を加える。

第22条の2第3項の表中「第26条の2第1項の表の第1号」を「第26条の2第1項の表の第1号オ」に、

第26条の2第1項の表の第2号から第8号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
------------------------	--------	--------------------

を

第26条の2第1項の表の第2号から第9号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
------------------------	---------	---------------------

に改める。

第24条第7号を次のように改める。

(7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（収益事業を併せて行う者を除く。）

第26条の2の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この節において「法人等」という。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行いうものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、政令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円	年額 50,000円

<p>以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

第26条の2第2項中「若しくは第4号」を削る。

第29条中「、寄附金控除額」を削る。

第29条の4の2の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」

に改め、同項第1号中「、資本若しくは出資」を「又は資本金の額若しくは出資金の額」に改め、「又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めのあるもの」を削る。

第29条の5中「第314条の7」を「第314条の8」に、「及び法第314条の6」を「並びに法第314条の6及び第314条の7」に改める。

第31条第1項中「または」を「、第33条の5の2第1項若しくは第2項、第33条の5の6第1項又は」に改める。

第33条の2の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「、前年中」を「当該年度の初日の属する年の前年中」に、「本節」を「この節」に、「その年度の初日」を「同日」に改め、「受けている者」の次に「（以下この条及び次条において「給与所得者」という。）」を加え、同条第2項中「納税義務者が、その」を「給与所得者について、当該給与所得者」に改め、「所得に給与所得」の次に「及び法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）に係る所得」を加え、「を有する」を「がある」に改め、「その給与所得」の次に「及び公的年金等に係る所得」を加え、「かかる」を「係る」に改め、同項ただし書中「給与所得」の次に「及び公的年金等に係る所得」を加え、同条第3項中「給与所得」の次に「及び公的年金等に係る所得」を加え、「かかる」を「係る」に、「納税義務者」を「給与所得者」に、「所得割額を特別徴収の方法によって徴収することが」を「所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが」に、「所得割額を普通徴収」を「所得割額の全部又は一部を普通徴収」に、「額に」を「額の全部又

は一部に」に、「徴収するものとしなければならない」を「徴収する」に改める。

第33条の3の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第1項中「個人の市民税」を「前条の規定による特別徴収に係る個人の市民税」に、「前条」を「同条」に、「市民税について」を「この節において」に改め、同条第3項中「「特別徴収税額」という。以下個人の市民税について同様とする」を「以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という」に改める。

第33条の4の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改め、同条第1項中「同条第3項」の次に「(同条第7項において準用する場合を含む。)」を加え、「受けとった」を「受け取った」に、「かかる」を「係る」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第2項中「特別徴収義務者は、特別徴収税額」を「前項の特別徴収義務者は、前条の規定によって給与所得に係る特別徴収税額」に、「発生した月」を「発生した日の属する月」に改め、同条第3項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、「及び」を削る。

第33条の5の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第1項中「個人の市民税を」を「給与所得に係る特別徴収税額を」に、「は、その日」を「は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日」に、「徴収する」を「徴収しなければならない」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「かかる」を「係る」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の6条

を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として政令第48条の9の11第3項に定める者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（その納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の6において同じ。）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付からその老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第33条の2第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、その給与所得及び公的年金等に係る所得

以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 3 市長は、第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金保険者による市長に対する通知)

第33条の5の3 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年度の初日において市内に住所を有する者について、法第321条の7の3に規定する事項を市長に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務等)

第33条の5の4 第33条の5の2第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、その所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者とする。

- 2 前項の場合において、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が2以上あるときは、特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させるものとする。
- 3 市長は、特別徴収対象年金所得者及び年金保険者に対し、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収することとなる当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額その他法第321条の7の5第1項の規定に基づく総務省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間におけるその特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。
- 5 第3項の規定によって行う通知は、特別徴収対象年金所得者に対しては第32条の各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、年金保険者に対しては毎年7月31日前までに、それぞれしなければならない。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第33条の5の5 年金保険者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合においては、その通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その

徴収した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。

- 2 年金保険者は、第33条の5の2第1項の規定により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者に特別徴収対象年金給付の支払をしなくなった場合その他法第321条の7の7第1項の規定に基づく総務省令で定める場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。
- 3 市長は、前条第3項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、その通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合においては、法第321条の7の7第2項の規定に基づく総務省令の定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。
- 4 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。
- 5 第2項又は前項の場合には、年金保険者は、法第321条の7の7第4項の規定に基づく総務省令の定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、その者に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、市長に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の5の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第33条の5の4第4項に規定する支払回数割特別徴収税

額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定によりその年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、その所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第33条の5の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに前2条の規定の適用にあっては、第33条の5の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第33条の5の6第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 前2条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の5の4第1項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と、「（同条第2項の規定により給与所得及

び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、その所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、同条第3項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同条第4項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、同条第5項中「第32条の各納期限のうち最初の納期限の10日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の3月31日」と、「7月31日」とあるのは「1月31日」と、前条第1項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、同条第2項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と、同条第3項中「前条第3項」とあるのは「第33条の5の6第3項において読み替えて準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

4 市長は、前項において読み替えて準用する第33条の5の4第3項及び第5項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第33条の5の4第3項及び第5項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれ併せて行うことができる。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の5の7 第33条の5の5第2項又は第4項（これらの規定を前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、その徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する第32条の納期があるときはそのそれぞれの納期に、その日以後に到来する納期がないときは直ちに、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

2 第33条の5の5第4項（前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がその特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）には、市長は、その過納又は誤納に係る税額を、法第17条の規定の例によって、その特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。ただし、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金がある場合は、法第17条の2の規定の例によってこれを充当することができる。この場合には、その特別徴収義務者について法第17条及び法第17条の2の規定の適用はないものとする。

第33条の6の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項

中「法人等」を「法人」に、「及び第27項」を「、第27項及び第28項」に改め、同条第2項中「法人等」を「法人」に改める。

第34条第1項ただし書中「法第317条の2第1項に規定する」という。」を削り、「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは法第317条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同項第5号中「、寄附金控除額」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項

第34条第3項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第5項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第83条第2項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加え、「前条第1項又は第2項」を「前条」に改める。

附則第6条の見出し中「新築住宅等」を「新築住宅」に改め、同条中「附則第16条第1項及び第2項」を「附則第15条の6」に改める。

附則第9条の4の次に次の1条を加える。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市民税の均等割の課税免除）

第9条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第131条第1項の規定により同法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、第24条第7号の公益法人とみなして、同条の規定を適用する。

附則第10条の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る個人の市民税に関する特例）

第10条の2 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得に係る個人の市民税については、法附則第33条の2の規定を適用する。

附則第11条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第13条の2中「（同法第37条の11第1項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

附則第13条の2の2を削る。

附則第13条の3の次に次の2条を加える。

（新築認定長期優良住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の3の2 法附則第15条の7第1項に規定する認定長期優良住宅について、同項又は同条第2項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該認定長期優良住宅が新築

された日からその認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、同条第3項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 認定長期優良住宅の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) その他市長が必要と認める事項

(新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の3 法附則第15条の7の規定は、都市計画税について準用する。

附則第13条の4中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に、「添えて」を「添付して」に改める。

附則第13条の5中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項」を「同条第4項」に、「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「同条第13項」を「同条第6項」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条に

おいて「熱損失防止改修工事」という。) が完了した日から 3 月以内に、同条第11項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (4) 熱損失防止改修工事に要した費用の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第24条第 7 号及び第83条第 2 項の改正規定並びに附則第 9 条の 4 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第10項の規定 平成20年12月 1 日
 - (2) 第29条、第29条の 5 、第31条第 1 項及び第33条の 2 から第33条の 5 までの改正規定、同条の次に 6 条を加える改正規定並びに第34条第 1 項及び第 3 項の改正規定並びに附則第 4 項の規定 平成21年 4 月 1 日
 - (3) 附則第10条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第11条の改正規定並びに附則第 5 項の規定 平成22年 1 月 1 日
 - (4) 附則第13条の 2 の改正規定及び附則第13条の 2 の 2 を削る改正規定並びに附則第 6 項及び第 7 項の規定 平成22年 4 月 1 日

(5) 附則第13条の3の次に2条を加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 年法律第 号）の施行の日（個人の市民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第29条、第29条の5並びに第34条第1項及び第3項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「一部改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第314条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 新条例第33条の5の2から第33条の5の7までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第10条の2に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条の規定にかかわらず、一部改正法附則第8条第10項及び第11項の規定を適用する。
- 6 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡（新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置

法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）に係る個人の市民税については、新条例附則第13条の2の規定にかかわらず、一部改正法附則第8条第19項及び第20項の規定を適用する。

- 7 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日前に行ったこの条例による改正前の横浜市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第13条の2に規定する上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 9 旧条例第21条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

- 10 旧条例第24条第7号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89

号) 第34条の規定により設立した法人(収益事業を併せて行う者を除く。)に対して課する平成20年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

11 新条例第26条の2の規定(同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第26条の2第1項の表の第1号に規定する法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

12 施行日から附則第1項第1号に定める日の前日までの間における新条例第22条の2第3項及び第26条の2第1項の規定の適用については、新条例第22条の2第3項の表中「第26条の2第1項の表の第1号オ」とあるのは「第26条の2第1項の表の第1号エ」と、新条例第26条の2第1項の表の第1号中

ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、政令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この節において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。)の数の合計数(以下この表において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

とあるのは

- ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）
- エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、政令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

13 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、横浜市市税条例の一部を改正する必要があるので提案する。